

議第 1 1 号

高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日

高島市長 福 井 正 明

高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高島市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(7)を削り、同号ア(4)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(4)を同号ア(7)とし、同号ア(7)を同号ア(4)とする。

第 1 9 条第 2 号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）

第 2 3 条を第 2 5 条とし、第 2 2 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 3 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 4 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。